

國學院大學學術情報リポジトリ

Morioka Han and Puppet Performances in Morioka during the Meiji Restoration

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2023-02-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: Kamishiraish, Minoru メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00000353

幕末維新时期盛岡における操興行と盛岡藩

上白石 実

はじめに

昭和六二年（一九八七）、盛岡市の旧家鈴江博家で保管されていた葛籠から淡路人形が発見された^①。葛籠の中には、淡路人形五点、淡路人形の頭一点、指人形七点、指人形の頭三点と、古文書十五点が入っていた。発見の経緯については、岩手県立博物館学芸員の門屋光昭が詳細に報告している^②。門屋によると、原形をとどめている淡路人形五点とは男四点（三番叟、千歳、戎、不明）と女一点で、古いタイプに属する一人遣いの人形で

あること、同じく指人形七点とは武官風の男二点、町人風の男三点、奥女中風の女二点である。現在この葛籠と人形、古文書は岩手県立博物館に寄贈されている。

平成二十七年（二〇一五）、盛岡市で「盛岡の人形浄瑠璃復活実行委員会」が発足し、人形浄瑠璃を復活させるプロジェクトがスタートした。その手始めとして、文化庁の「文化遺産を生かした地域活性化事業」の助成金を利用し、五点の淡路人形のうち三番叟と千歳のレプリカを作成した。人形の復元作業としては、まず頭部のX線CTスキャン測定で内部構造を明らかにし、次に3Dプリンターにてレプリカを制作し、同時に衣装も

復元した。こうして制作された人形を使って、同年九月もりおか町家物語館で復活上演をおこなった。このとき復元したレプリカの人形は、現在もりおか町家物語館が所蔵している。

人形浄瑠璃の復活に向けて次にやらなければならないことが、盛岡での興行の実態を解明することである。具体的には、野掛け興行か門付か、一人遣いか三人遣いか、人形を操るのは旅芸人か盛岡在住の芸人か、人形を保管していた鈴江家の役割、興行と祭礼との関係など多くの課題がある。これらを解明するため平成二八年、「盛岡の人形浄瑠璃復活委員会」の下に発足した「鈴江人形調査委員会」に筆者も参加し、淡路人形と古文書を閲覧・撮影する機会を得た。

そこで本稿では、人形とともに葛籠から発見された古文書、特に門屋が今後の課題とした弘化三年（一八四五）「諸用書留帳」と嘉永三年（一八五〇）「諸願書留帳」を分析し、幕末維新期における盛岡での操り興行について解明し、その意義を歴史学的に考察するのが課題である。

第一章 盛岡藩の芸能政策と鈴江家

二冊の帳面の分析に入る前に、鈴江家文書と周辺の史料を使

い、盛岡における鈴江家の立場と盛岡藩の芸能政策について、門屋の研究を参考に明らかにしておきたい。

鈴江家の来歴については、鈴江家文書のうち延享五年（一七四八）に書かれた二つ史料から知ることができる。一つは文末に「延享五年辰五月十五日 盛岡操座本四郎兵衛」と日付と署名の書込みのある¹⁾覚で、鈴江家の操座元としての由来を記したものである（以下、「操座元覚」）。もう一つが文末に「寛延元年辰十月廿三日 盛岡御印判師二葉屋四郎兵衛」と書込みがある覚で、鈴江家の印判師二葉屋四郎兵衛としての由来を記したものである（以下、「印判師覚」）。延享五年は七月に寛延と改元されるので、この二つの史料は同じ年に書かれたものである。また、筆跡と料紙は同じであり、同じ人物によって後世写されたものと推測される。

「操座元覚」によると、鈴江家の先祖は淡路国三原郡三条村（現兵庫県南あわじ市）の操座元代官鈴江又五郎の弟鈴江四郎兵衛であり、経緯は不明であるが近世初期に盛岡に移住した。寛永一八年（一六四一）正月四日、盛岡城本丸で藩主南部重直に操芝居を披露したところ、「盛岡鎮守之御祭礼并御領内在々迄」の興行の「切手」が下されたという。つまり、この上覧をきっかけに鈴江家は盛岡八幡宮の祭礼時における操の興行権と領内

で門付を行う権利を獲得したという。この上覧については、藩の家老部屋日記である「雑書」が寛永二二年以降しか残っていないため、藩の公的記録では確認できない。

この「雑書」には、城内で操芝居が行われた記録が、寛文元年（一六六一）一〇月二十九日、同一月二日・三四日、寛文二年二月八日・同二月一〇日、寛文五年七月二十八日、寛文七年九月二十八日と出てくる。二代南部利直、三代南部重直の時代にあたり、鈴江家がすでにこの時期には盛岡に居住していたことは確かであろう。

その後、「雑書」からは城内での操芝居の記事は見られなくなる。その理由として、操などの芸能の担当が家老から寺社町奉行に移ったためと考えられる。寺社町奉行の記録は享保一六年（一七三一）一月から四月までのわずか四カ月分だけが現存しているが、その中に操に関する記事が「一カ所出てくる」。それは四月十一日の記事で、「操役者仲間十右衛門・清次郎・長兵衛・長太郎・清七・庄三郎・弥内・勘四郎・三之助・四郎兵衛、右拾人為渡世在々相廻候、相对次第宿借通可申候、若右之者共我俣之儀仕候ハ、此方江早々可申越候、急度詮議可申付候、為其如此候、以上」と、寺社奉行から領内の検断に宛てて操役者仲間十人に宿の提供を許可する通達を出したこと、操座元四郎兵

衛から検断を通して寺社町奉行に依頼していた「切手」の発行が許可されたことが書かれている。この十名の最後に出てくる四郎兵衛が鈴江家本人であろう。

盛岡藩では、他領から来た旅芸人が門付を行うことは不可能であった。「御家被仰出」によると、他領の旅芸人が盛岡領内に入る場合、まず番所で出身、名前、日付を書いた紙に番人の印を押した判鑑がわたされ、興行が終わり領外に出るときに番所に判鑑を返却することになっていた。また領内を通行するときには、宿での連泊や脇道への立ち入りは許されず、盛岡城下での滞在期間も、角力、芝居役者、操役者、竹田からくり、軽業師、七人芸者、浄瑠璃語、講釈師については祭礼の前後四五日限りとし、興行が終われば直ちに城下から退去しなければならなかった。旅芸人にこのような制約があったため、盛岡領内で門付を行うことができるのは鈴江家だけだったのである。

また、領外から盛岡城下に来た旅芸人たちは、城下で自由に興行を行うこともできなかった。「南部藩文化律」によると、「角力芝居都而為見物願も不立候者、立元五十日手錠一村限其上重過料」と、藩に無届けで角力や芝居を興行した場合、勸進元には五十日間の手鎖のうえ居村から追放し罰金を科すことになっている、實際元文元年（一七三六）無届けで芝居を行った勸進

元が、検断を罷免された上追放刑に処せられた事例が載っている。つまり、盛岡領内に入った旅芸人たちは、途中で門付をせず街道筋を通ってまっすぐに盛岡に入らなければならなかった。盛岡では勧進元の家で草鞋を脱ぎ、勧進元から検断を通して寺社町奉行に申請をし、許可が出れば興行を行うことができた。そして興行が終われば、直ちに領外に立ち退かなければならなかったのである。

この勧進元については、芸の種類ごとに担当が決められていたようである。天保一三年（一八四二）に盛岡を訪れた落語家船遊亭翁橋の日記には、「上るり・ふんこ・新内などハ鈴江四郎三郎と申、是ハ芸者之頭にて」という記事がある。¹⁰ 浄瑠璃や豊後・新内などの芸人の世話は「頭」とよばれた鈴江家が行うというのである。つまり鈴江家は、操座元として人形浄瑠璃の興行の世話をするだけではなく、語り物に関する諸芸の勧進元でもあったことが予想されるのである。

このように盛岡における諸芸興行において重要な位置を占める鈴江家だが、その歩みは順調だったわけではない。宝暦年間に画期を迎えることになる。

先ほど紹介した「操座元覚」と「印判師覚」をもう一度確認してみよう。

「操座元覚」は三つの部分からなっている。まず冒頭には「延享五年辰ノ五月十五日操始り古事之儀覚候而只今迄渡世いたし居候哉、扱又如何様之事共其始り不存ニ居候哉否之儀可申上旨被 仰出候、若心得之義も有之候ハ、書上可申由工藤統様分被 仰渡ニ付、江戸表ニ而相応奉差上候趣」とあり、この文書は盛岡における操の起源を記憶しているかを問われた鈴江家が、江戸においてその起源や家の来歴を書いて提出したものとなっている。中段部分は先ほど紹介した鈴江家の来歴が書かれていて、後段部分に「辰六月朔日御之字拝領之儀被 仰出候間櫓幕内幕共ニ御操と可相改旨 山屋説字様分被 仰付候、已上」とあり、同年六月一日に藩から「御」の字の使用が許されたこと、つまり藩の保護を受けることになったとある。

「印判師覚」も三つの部分からなっている。前段が印判師になつた経緯があり、中段は藩から資金を得て購入した道具類の書上げ、後段は印判師として藩御用をつとめる上での心得が書かれている。鈴江四郎兵衛が印判師になつた経緯とは以下のとおりである。延享五年正月六日、藩から孝行者の褒賞があり、四郎兵衛にも二百疋が下された。その褒賞の一部であろうか、三月一四日に芸事見習のため江戸に行くよう藩から命じられた鈴江四郎兵衛は、四月八日江戸に到着し藩邸の長屋に入った。

江戸藩邸では山屋説字という家臣に目を懸けられ、扶持米も下された。この山屋説字との関係については、次のように書いている。

私家業之人形稽古之義、山屋説字様分座本江御添手紙被下罷越名懸弟子之様ニ約束仕候得共、折節座本甚不繁昌ニ而稽古之義も存様難成罷有候、何そ用立候芸事稽古仕度ものと存罷有候

つまり四郎兵衛は、自らの家業を操の師匠だと主張し、山屋はその弟子であること、師匠としての仕事が繁昌しないので他に芸事を修得したいと考え、弟子の山屋に相談したというのである。相談を受けた山屋から「盛岡ニ而渡世之間ニは如何様成事をいたし居そ」と尋ねられた四郎兵衛は、彫物版木細工で小遣い稼ぎをしていたと答えたと、藩邸出入りの印判師を紹介されたうえで道具類を購入する資金が支給された。そのうえで山屋から、南部家の名を印に彫らないこと、藩の御用で印判を彫る場合は町奉行に届け出ること、偽の印判を彫らないことの三カ条を言い渡された。その後、御城御用の印判三つと町御用の印判二つを彫り提出したところ、祝儀が下されたという。

以上が「印判師覚」の内容である。ここから読み取れるのは、操座元の収入だけで生活を成り立たせることは不可能であること、そのため四郎兵衛は藩に保護を求めるとともに他の職業の斡旋を求めていること、一方藩としても印判師としての技能向上の世話をしていることから操座元としての鈴江家を維持する必要があったことがわかる。こうして鈴江家は、旅芸人の管理と操の芸人を育成する操座元と藩の御用を勤める印判師との二つの性格を持つようになったのである。

また鈴江家は、自ら操興行を行うだけでなく、師匠として弟子に操を教えることも家業としていたことがわかる。さきほど、享保一六年四月一日に門付興行を保障された操仲間が四郎兵衛を含めて十名いたことを紹介したが、四郎兵衛以外の九名は四郎兵衛の弟子と考えられる。

ところが、宝暦二年（一七五二）藩主南部利視が没し南部利雄が跡を継ぐと、翌三年六月一八日に「操太夫芝居立候節、看板御操と相出候、向後御之字為付申問敷旨被仰出、寺社御奉行え申渡之」という指示が出され、「御」の使用が禁止された。藩主の交代による政策転換により、わずか六年で藩の保護を失ってしまったのである。

第二章 盛岡での興行記録

では鈴江家に伝わる二冊の興行記録を分析してみよう。

一冊目は、弘化二年一二月から嘉永三年九月までの記録で、表紙には「弘化三年 諸用書留帳 午正月吉日」と、裏表紙には「操座元 鈴江四郎佐」と書かれている豎帳である（以下、史料A）。同じ無地の料紙を使い、全丁筆跡は同じである。また、付箋が一カ所あるだけで、欄外への書込みはない。したがってこの帳面は、嘉永三年九月以降に一人の手で清書されたものと考えられる。内容は、興行の出願が一四件（**図表1**）のNo.1〜14）と操座元の仕事に関連する記事がある。

もう一冊が、嘉永三年九月から明治三年（一八七〇）八月までの記録で、表紙には「嘉永四年 諸願書留帳 戌九月吉日」、裏表紙には「操座本 鈴江四郎佐 随用」と書かれている豎帳である（以下、史料B）。「随用」とは「用にしたがって」と読むのであろうか。筆跡は史料Aと同じ人物とみられるが、料紙は無地、豎罫紙、特殊な罫線の豎罫紙、ノドに「梅坡楼」とある豎罫紙と四種類が確認できる。また、欄外や行間に多くの書込みが見られる。裏表紙に「随用」とあることから、この帳面

は興行願いとそれに関連する記事を随時書き留めた史料だと考えられる。内容は、興行の出願が五六件（**図表1**）のNo.15〜70）と関連記事である。

二冊の帳面にある出願記録を整理したのが**図表1**。「鈴江家が扱った興行リスト」である。この表にある届出日とは、興行願が鈴江家から検断に出された日付で、芸人が盛岡に到着したその日か翌日に出されている。盛岡八幡宮の祭礼は毎年八月一五日に行われるが、祭礼時以外にも旅芸人の来訪が確認できる。興行願には興行の目的をしるしたものもあるが、大部分は「御城下為御賑」である。また興行場所を見ても、八幡宮の境内にある神明社以外に、婦命寺をはじめとする寺院や八幡町の町中で興行が行われている。「操座元覚」では、寛永一八年正月四日の上覧をきっかけに盛岡八幡宮の祭礼時における操の興行権を得たと書いてあるが、祭礼に関係なく興行が行われていたようである。

芸人の出身地を見ると江戸・大坂・仙台・山形などが見える。その一方で操の本場淡路国出身の芸人が見られない。名前のかかに四郎佐が見られるが、これは鈴江四郎佐であり、本人自身や弟子たちによる小屋掛け興行も行われていたことがわかる。

芸の種類を見ると、操だけでなく軍書講釈や常磐津、噺家も

21	1851	嘉永4・4・13	江戸浅草	鶴勇吉	3	神明社	浄瑠璃	10	夕方	58	興行5日延長
22	1851	嘉永4・6・12	仙台城下	繁松	3		浄瑠璃	9			興行せず15日出立
23	1851	嘉永4・7・25	江戸大伝馬町	峯五郎	8		浄瑠璃、子踊	10			上様御差図により来た。多勢につき分宿、9月7日出立
24	1851	嘉永4・7・28	江戸大伝馬町	琴司	3	八幡町坂の下	浄瑠璃、子踊	10	夕方	62	興行25日延長
25	1851	嘉永4・8・4	仙台城下	繁松	3		浄瑠璃	10			再訪
26	1851	嘉永4・7・29	大坂島之内	浪花大夫	3		浄瑠璃	10			興行10日延長
27	1851	嘉永4・8・5	仙台城下	つかる	1	八幡町中程	浄瑠璃	10	夕方	50	興行25日延長
28	1851	嘉永4・8・29	江戸山下	おくめ	1		浄瑠璃	10			つあると合流
29	1851	嘉永4・10・27	大坂塩丁	豊大夫	1		浄瑠璃	10			興行22日延長
30	1851	嘉永4・11・29	江戸芝神明前	兼吉	2		浄瑠璃	10			
31	1852	嘉永5・2・24	江戸深川	清五郎	6		操	10			
32	1852	嘉永5・2・25	江戸深川	弥三郎	2		操	10			
33	1852	嘉永5・閏2・9	江戸深川	巳之介	13		操	30			
34	1852	嘉永5・閏2・18	江戸深川	重次郎	1		操	10			
35	1852	嘉永5・閏2・19	伊達郡八丁目	友次郎	13		操	10			
36	1852	嘉永5・閏2・18	羽州山形	駒太夫	3			10			
37	1852	嘉永5・3・2	江戸芝神明前	兼吉	2			10			
38	1852	嘉永5・3・1	盛岡河原丁	四郎佐		堀命寺	人形操	10		72	〇 無人に付小札を願いでる
39	1852	嘉永5・3・13	江戸芝神明前	文字吉	1	堀命寺	浄瑠璃	10	夕方	56	駒吉女房
40	1852	嘉永5・3・13	江戸西久保町	神田伯翁	1		操	10		100	礼鏡1人前百文二小札50文
41	1855	安政2・9・29	江戸麹町	夢月	3		軍書講釈				女房病氣につき出立延期願 い、許可
42	1856	安政3・4・15	江戸浅草茅丁	竜山	1		軍談講釈				判鏡紛失・病氣につき出立延 期願い許可
43	1856	安政3・7・21	仙台肴町	翁玉	1		軍書講釈	10			商人宿松太郎に宿泊、興行30 日延長
44	1857	安政4・4・24	江戸本郷一丁目	組太夫	2		浄瑠璃				病氣につき出立延期願い不許 可

45	1857	安政4・8・1	江戸浅草茅丁	竜山	1		軍談講釈	10	夕方	32	不許可、昼興行・木戸銭18文で再願し許可、興行延長
46	1857	安政4・8・9	秋田崎港	真竜	1		軍書講釈				興行延長
47	1857	安政4・8・10	江戸下谷	勝三郎	2		浄瑠璃	10			病気につき出立延期願い
48	1858	安政5・11・1	仙台北町	蘭山	1		軍書講釈				足痛みにつき逗留延期
49	1859	安政6・12・22	仙台北下肴丁	曾智米	2		軍書講釈				足痛みにつき逗留延期
50	1862	文久2・5・7	江戸浅草材木町	燕米	2		軍書講釈				足痛みにつき逗留延期
51	1862	文久2・9・22	江戸下谷広小路	久賀大夫	2		浄瑠璃				病気につき逗留延期願い
52	1862	文久2・8・1	盛岡河原丁	四郎佐	1	堀命寺	軍書講釈	10		18	○
53	1862	文久2・8・6	江戸築地	千山	2	八幡町山	軍書講釈	10			(10日間の人札974枚)
54	1864	元治1・8・3		四郎佐	7	堀命寺	浄瑠璃	20	夕方	38	○
55	1865	慶応1・7・26		四郎佐	10	堀命寺	浄瑠璃	20	夕方	58	○
56	1866	慶応2・7・22		四郎佐	22	堀命寺	常替津	15	夕方	72	○
57	1867	慶応3・7・25		四郎佐	30	堀命寺	常替津	15	夕方	76	○
58	1867	慶応3・8・3		四郎佐	8	神明社	義太夫節影操	15	夕方	84	○
59	1867	慶応3・8・8	盛岡河原丁	四郎佐		堀命寺	常替津	15	夕方		昼興行では不入、夕方興行を願う
60	1869	明治2・8・15		四郎佐		大工丁	浄瑠璃	5	夜	200	「盛岡県役所」に出願
61	1869	明治2・8・29		四郎佐		天福院	浄瑠璃	5	夜	224	
62	1869	明治2・8・29		四郎佐		菩提院	軍書・薩摩浄瑠璃かたり	7	夜	200	興行延長
63	1869	明治2・9・8		四郎佐		堀命寺	浄瑠璃	10	夜	272	役方への不調法あり
64	1869	明治2・8・15		四郎佐		了源寺	軍書・薩摩浄瑠璃	7			日付欠
65	1869	明治2・9・17		四郎佐	4	摂取寺	浄瑠璃	7	夜	220	興行10日延長
66	1869	明治2・10・2		四郎佐		天福院	軍書・薩摩浄瑠璃	7	夜	250	
67	1869	明治2・10・19		四郎佐		馬町	浄瑠璃	10	夜	200	「民政役所」へ提出

68	1869	明治2・11・4	四郎佐	福命寺	常磐津・子踊り	10	夜	272
69	1870	明治3・5・9	四郎佐	八幡丁広小路	常磐津・子踊り	10	午後	450
70	1870	明治3・8・7	四郎佐	4	浄瑠璃	7	夜	200
								「市長瀬川清十郎」へ出願

見られる。浄瑠璃や人形操のうち人数が大勢いるものは義太夫節、三味線、三人遣いがそろった操興行で、一人または二人のものは浄瑠璃語りだけか一人遣いの操ではないだろうか。子踊または小踊とは鈴江家で発見された指人形を使った操かと思われる。

興行期間はおおむね十日間で出願していて、藩法の四〜五日という規定は空文化していることがわかる。大入りの場合願いを出せばさらに十日ずつ延長されている。

木戸銭と棧敷について、木戸銭とは別に棧敷銭が設定してある場合は棧敷の項目に○を付けた。大型の小屋掛けでの興行だったのだろう。逆に木戸銭の記載がない場合は野掛けでの興行だった可能性がある。また、明治期に入ると木戸銭が急上昇している。戊辰戦争直後のインフレ状況がうかがわれて興味がある。

料金設定についてNo.1の事例を見てみよう。鈴江四郎佐が最初出願したときには、木戸銭五八銭、上敷銭二四文、筵銭一五文、メ九七文、上棧敷三五〇文、中棧敷四〇〇文、下升六〇〇

文となっていた。ところが寺社町奉行から差紙が来たので出頭したところ、「操興行願御時節柄日数廿日願難被仰付」と時節柄を理由に許可が降りなかった。そこで、木戸銭五二文、上敷銭二二文、筵銭一四文、メ八八文、上棧敷三五〇文、中棧敷四〇〇文、下升六〇〇文と値下げして再度出願したところ許可が降りたという。この木戸銭は入場料、上敷銭と筵銭は敷物の料金で、三者を合わせた八八文が最低必要な料金となる。上棧敷、中棧敷、下升が指定席の料金と考えられる。上棧敷より中棧敷、中棧敷より下升の料金が高く設定されている。下升が舞台に近い席なのであろう。

二冊の帳面には興行願いに関する記事の他に、操座元に係るさまざまな関連記事が書き込まれている。この中で注目すべき点について二点確認しておきたい。

まず、「図表1」のNo.4松五郎の出願書に添えられた書き込みで、弘化三年二月一日日寺社町奉行に呼び出された四郎佐は、「御上様御差支ニ付操興行今日限御差留被成候」と、二月六日に二〇日間の日程で許可された興行を急ぎよ中止すること、そ

の理由が「上様御差支」であると命じられた。また、同じ年の七月一九日、ふたたび寺社町奉行に呼び出された四郎佐は、「当年作合宜き候ニ付御上様ニ而格別思召、依之当八月御神事を心懸他領より来掛り候者有之候ハ、逗留可差出旨御意御座候、依而は興行も可被仰付由」と、今年は作柄が良いので他領から芸人を積極的に受け入れるようにという上様の内意を受け取っている。このように盛岡での興行は、藩の事情もしくは藩主個人の嗜好によって左右されていることがわかる。

次に、嘉永元年七月二九の日付がある書込みによると、やはり寺社町奉行に呼び出された四郎佐に、「此度青物丁菊松ト申者操并ニ芝居諸芸一手勧進元被 仰付候事」と青物丁の菊松に操や芝居など全ての芸能の勧進元を命じたことが伝えられ、さらに九月には検断からも「青物丁菊松義、春秋共諸木戸勧進元一手二被 仰出候事」と伝えられたとある。青物丁とは、盛岡城下からは北上川を渡った街道の西側にあたり、「盛岡砂子」によると青物丁の西外れに七軒丁とよばれた藩お抱えの芸能集団が住んでいた。この七軒丁の頭取が次章で述べる御駒太夫である。藩としては、芸能の勧進元を御駒太夫に一元化する方針だったことがわかる。

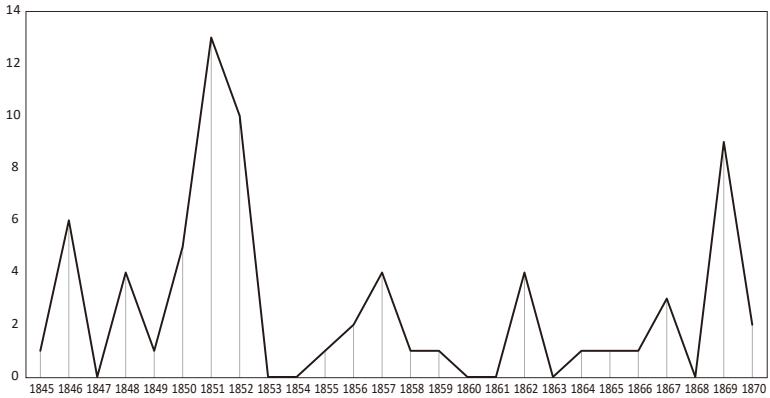
鈴江家はこれ以後もかわらず操座元を勤めているが、鈴江家

の不安定な立場をうかがい知ることができる。鈴江家としては、藩の意向に従いつつ城下の賑わいと自身の操座元としての立場を維持するため、興行を続けなければならなかったのである。

第三章 弘化・嘉永期の芸能興行

【図表1】にある出願件数を年別に整理したのが、【図表2】「鈴江家からの年別届出数」である。横軸が年、縦軸が件数になっている。このグラフから年により興行数に顕著な差があることがわかる。嘉永四年から翌五年が興行数のピークで、嘉永四年が一三件、嘉永五年は一〇件の興行が行われた。この理由は何だろうか。また、それ以前から操座元を勤めていた鈴江家が弘化二年に記録を取り始めた理由は何だろうか。弘化二年と嘉永四年の状況について、二冊の興行記録から読み取ってみたい。

弘化二年から記録を取り始めた理由としては、史料AのNo.1の記事にヒントが書かれている。先ほど紹介したようにNo.1の事例では、一二月五日に提出された最初の出願書類はいったん却下されたが、入場料を値下げして再度出願したところ許可された。その後四郎佐は、寺社町奉行の下役と思われる御廻方、十人組、目明に興行を届け出た。そのうえで二九日寺社町奉行

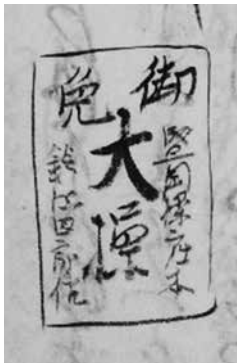


【図表2】鈴江家からの年別届出数

に、「往古々之槽幕江南部大操と印来候処、御免大操ト入替仕度」と願い出たところ、許可されたところ。それまで鈴江家による操興行は「南部大操」と称していたが、これ以後は「御免大操」と名乗ることが許されたのである。延享五年に獲得した藩の保護を宝暦三年に失ったことは前に述べた。それが、理由は不明であるが弘化二年に再び獲得に成功したのである。

No.1の記事には、槽や幕に付けられた「御免大操」という図が載っている。それが【図表】3である。上部に横書きで「御免」、中央に縦書きで「大操」、その右に「盛岡操座本」、左に「鈴江四郎佐」と書いてあるのが見える。

次に嘉永四年について考えてみたい。まず、史料Aが嘉永三年九月以降に清書された写本であること、史料Bが表紙に「嘉永四年九月吉日」とあることを思い出したい。ここから推測できるのは、鈴江家には嘉永三年九月から翌年九月までの一年間に、藩の保護が復活した弘化二年一二月以来の興行の出願記録を整理する必要



【図表3】御免大操

があつたのであり、その理由として藩の芸能政策に変更された可能性があることである。この点について、史料Bの書込み記事から確認してみよう。

史料Bの嘉永四年八月の部分の上部に、次の書込みがある。

当八月初メニ目明共江角力は余キ諸所之勸進元并宿願上被
仰付候旨檢断殿御沙汰ニ御座候、尤逗留并願書之儀ハ是迄
之通二三太夫江被 仰付候通、若株式ニ付何か勸進元共ニ
而差遣申聞候ハ、早速申出候様御沙汰ニ御座候、其節ハ御
沙汰可被成候、御達しに可有之哉ニ候、尤目明共之諸
持参いたし候、右勸進元被 仰付候間已来何分ニもと武左
衛門様酒式升持参いたし申候所、右之通申加参り御面謁被
下度と手前を説差上候、已上、亥八月

非常に判読が困難であり、宛所も差出もないため解釈に困る史料であるが、次のように解釈した。八月初めに検断から四郎佐に、角力を除き他の興行について、勸進元からの興行願いと芸人の宿泊願いの扱いを目明に命じたことが伝えられ、そのうえで鈴江家に宿泊や興行の願いについて株式のようなものがあるならば届け出るように、そうすれば従来通り鈴江家が勸進元

を勤めることを許可するとも通達があつた。そこで、証拠となるものを提出したところ、従来通り勸進元を続けることが許されたので、目明たちに酒を振舞つて感謝した。

この解釈が正しいとすれば、嘉永四年八月に藩は、角力を除く諸芸能の興行権を勸進元から取り上げ目明しに与えようとしたことになる。そこで、四郎佐としては興行権を維持するため、永年操座元として勸進元を勤めてきた証拠を示さなければならなかつた。ところが、鈴江家など諸芸能の勸進元に株式が与えられたという記録はない。そこで作成したのが史料Aだったのではないだろうか。そうであれば、史料Aが「御免大操」を許されたNo.1の事例から始まっていることも理解できる。

この前後に鈴江家の操座元としての役割や仕事が変わつたことについても、史料Bに記事が載っている。嘉永四年八月八日に寺社町奉行に提出したと思われる「口上之覚」を全文引用してみよう。

口上之覚

一天保五年午八月為寄淨瑠璃江所作事相加御駒太夫京助と私
兩名ニ而奉願上候儀は、御神事御賑之節芸人壱人も参合不
申ニ付御賑不申所、御沙汰ニは此度御賑不申上候ハ、已来

興行向等不被 仰付候旨御沙汰ニ付、私弟子之内レ為寄淨瑠璃江所作事加奉願上候心組之所江、御駒太夫京助召參願合ニは、右御沙汰向ニ付当惑罷有候、承候へは為寄淨瑠璃所作事加願上由候、依之右為寄淨瑠璃江拙者も相加呉候而兩名ニ而願上候ハ、此方レ別段御賑不申上候とも御不審相成申間敷と存候間、右願書江此度斗名前加願上只候様頼合ニ付、不得止事任意ニ奉願上候所、願之通被 仰付難有興行罷有候、

一 去年八月為寄淨瑠璃并小踊御駒太夫源二郎と私兩人ニ而奉願上候、為寄淨瑠璃并子踊之儀は私掛り御座候得共、芸人は坂東尾若と申而既ニ小芝居同様之振付有之趣願出候ニ付、源二郎と談合之上兩名ニ而奉願上候所、願之通被 仰付難有興行罷有候、

一 此度奉願上候為寄淨瑠璃并子踊私一名ニ而奉願上候儀ハ、右芸人藤間琴司と申而踊一様之者ニ而外小芝居同様之振付等無御座候、尤前文申上候通踊之儀は私掛りニ御座候故私一名奉願上候、尤江戸表ニ而は藤間座・中村座と二ヶ所踊座御座候、去年奉願上候芸人は坂東尾若と申而右兩座之者ニ無御座候故、源治郎兩名ニ而奉願上候、依之去年興行之節ハ舞台江花道等相付候、此度は右等故花道は付不申候、

踊之儀は私掛ニ御座候、然ル処、去年之振合と号ス源二郎より申上候事と奉存候、此段御賢慮被成下度奉願上候、以上、

これも解釈に困る部分があるが、次のように解釈した。

一条目。天保五年（一八三四）八月に私と御駒太夫の京助が連名で淨瑠璃に所作事⑭を加えることの許可を求めた理由とは、この年の祭礼には芸人が一人も訪れることがなく賑わいがなかつたところ、寺社町奉行からこの先賑わいがないようならば興行権を没収するという達があった。そこで、観客を集めるため淨瑠璃に所作事⑮を加える許可を求めようとしたところ、京助も同様に考えていたので不本意ながら連名で願書を提出したのである。

二条目。去年八月に坂東尾若による淨瑠璃と小踊の興行の出願⑯を私と御駒太夫の源二郎が連名で出した理由は、本来淨瑠璃と小踊りの勧進元は私一人で仕切ってきたが、坂東尾若の芸には小芝居同様のものがあるので源二郎と連名で願書を提出したのである。

三条目。藤間琴司の淨瑠璃と小踊りの出願⑰を私単独で提出した理由とは、藤間の踊りには小芝居がなく、前にも申し上げた

通り踊りは私の掛りだからである。もともと、江戸には藤間座と中村座という踊座があるが、去年の坂東尾若は両座には属していないから御駒太夫と連名で出願した。また、坂東尾若の興行には小芝居があるので花道をつけたが、今回の藤間琴司は踊りだけなので花道はつけない。踊りは私の掛りである。

この「口上之覚」は、鈴江家が踊りの勧進元であることを主張するために書かれたものであることがわかる。これに対して藩は、「四郎佐之家にて定式之有事と相見得候、依而何之掛り之者候哉御番所申上置様ニ此度之御用は相済被仰付候、興行之儀は差支無之興行可致」と、鈴江家が勧進元となっていた芸能を書き上げ提出すればその興行権が保障されること、また「御駒太夫源二郎江も右之趣御用相済候よし」と、御駒太夫にも同様に提出を命じたことを伝えている。嘉永元年盛岡藩は、芸能の勧進元を青物丁の菊松に一本化することを企図したが失敗したことは前に述べた。ところが、嘉永四年になって御駒太夫と操座元の興行権をめぐる争いに介入し、芸ごとに勧進元を確定することで解決しようとしたのである。藩の政策が転換したことがうかがわれる。

八月一日四郎佐は、鈴江家が勧進元を行っていた芸能を書き上げた「覚」を提出した。この時四郎佐が届け出た芸能の種類

は、大操、碁盤廻人并子踊、為寄浄瑠璃、軍談講釈、浮世斬家の五種類で、踊りに関する芸能は含まれていない。踊りは自分の担当だという四郎佐の主張は認められなかったようである。碁盤廻とは人形を碁盤の上で操るもので、碁盤操りや浄瑠璃碁盤人形と呼ばれる芸能である。寄席浄瑠璃、軍談講釈、斬家は語り物の芸能である。嘉永四年盛岡藩は、鈴江家は操芸と語り物の勧進元だと確定したのである。

かつて門屋は、御駒太夫の掛りを記した「職分掛り」という史料を紹介している^①。それによると、御駒太夫の掛りとは、曲馬・軽業・小芝居・竹田・力持・こま廻し・八人芸・からくりなどの小見世もの、あめ・おこし、陰陽家・坊主・山伏・神道者、守札引き配り、獅子舞であるという。御駒太夫の掛りとして挙げられた芸能が、嘉永四年に確定した鈴江家の掛りと重ならないことに気づく。この史料には日付の記載がないので年代を確定することはできない。門屋は、この史料が書かれた時期を御駒太夫京吉が史料上で確認できる寛政一二年（一八〇〇）以降と推定しているが、御駒太夫と操座元の掛が確定した嘉永四年の可能性があることを指摘しておく。

おわりに

これまでの検討作業を整理し、盛岡藩の芸能政策について考えてみたい。

まず、本稿の作業で明らかになったのは以下の点である。近世初期に鈴江家が人形とともに盛岡に伝えた操りは一人遣いで、三味線や浄瑠璃語りのない簡素なものだった。その後、時期や契機は明らかではないが、三味線と浄瑠璃語りを伴った人形浄瑠璃と呼ばれるものに進化を上げた。鈴江家は、藩または藩主個人の保護を受けて存続してきた。具体的な保護策としては、領内の門付の権利、旅芸人の勧進元を勤める権利、印判師として藩の御用を勤める権利が保障されたことである。門付権の保障は、藩の旅芸人政策と相まって、鈴江家の弟子は領内の門付、旅芸人は盛岡での小屋掛け興行という棲み分けを生み出した。また、盛岡藩は、盛岡での諸芸能の勧進元を一元化することをめざした時期もあったが、嘉永四年には芸の種類ごとに決まった勧進元が担当する制度が確定した。このとき鈴江家に興行権が保障された芸能とは人形操りと語り物に属する芸で、大操、碁盤廻人と子踊、為寄浄瑠璃、軍談講釈、浮世噺家の五

つだった。

盛岡藩の芸能政策については、領内外の芸人に拘わらず許可制であり、特に他領の芸人については領内への出入りや宿泊場所について厳しい制限を設け、勧進元をおして管理していた。藩が管理していたため興行の可否は藩の政治的意図、もしくは藩主の嗜好に左右された。藩は、城下に賑わいを求める場合に旅芸人呼び、その芸人が期待に応じて人気が出れば興行の延長に応じるが、人気が出なければ興行終了後ただちに領外へでるよう通告している。このように、盛岡藩の芸能政策とは特定の勧進元によって興行を管理することであった。

最後に、課題を三つ挙げて終わりたい。

第一は、No.22の峯五郎の願書類に付けられた「扣」にてでくる上様は誰かという問題である。そこには、峯五郎らは「右之者共ハ御上様御差図有之被下候者と相見得申候」と、上様の命令で江戸から来た可能性があると書かれている。この上様とは、十四代藩主南部利剛（一八二七〜一八九六）ではないだろうか。利剛は十二代利済の三男で、十三代利義の実弟であり、このときは参勤のため江戸にいた。藩主といっても実権はなく、実父で十二代藩主南部利済が藩政を握っていた。つまり、藩主利剛と利済の権力の二重構造が存在するなか、江戸の利剛が芸

人を盛岡に送り込んだことになる。その政治的意図は何だろうか。

第二に、【図表2】によると興行数の第二のピークが明治二
年にあることと、【図表1】のNo.54文久二年（一八六二）以後
の興行がすべて鈴江家によるものであることの理由である。可
能性として、幕末維新期の政情不安、特に戊辰戦争の混乱によ
り旅芸人が盛岡に來なくなった代わりとして鈴江家が興行した
こと、この時期に鈴江家による興行のレヴェルが上がり旅芸人
を呼ばなくとも良い状態になったこと、鈴江家が盛岡の民情を
安定させるために自主的に興行したことを挙げておく。

第三が、いつごろまで興行が続いていたのか、なぜ廃れてし
まったのかである。人形発見当時鈴江家には操に関する伝承が
なかった。また、発見された人形がかなり痛んでいたことから
推察すると、近代の早い段階で盛岡での操興行が忘れられたと
考えられる。

本稿で明らかになった盛岡藩の芸能政策が全国的に普遍的な
ものなのか、それとも盛岡藩独特のものなのか、明確な答えは
持っていない。この分野の研究の発展を期待したい。

注

- (1) 淡路人形とは、淡路島に伝えられた人形浄瑠璃に使う人形で、文樂の
人形と異なり野掛け舞台だったため、大きな容姿となった（淡路人形
浄瑠璃資料館展示解説より）。
- (2) 門屋光昭「盛岡藩の操師鈴江四郎兵衛と淡路人形」（『民族芸能研究』
第四号、一九八八年一月）、門屋光昭・山本玲子「盛岡藩の操師鈴江
四郎兵衛資料について」（『岩手県立博物館研究報告』第六号、
一九八八年八月）。のちに門屋光昭「淡路人形と岩手の芸能集団」（シ
グナル社、一九九〇年）に収録。
- (3) 鈴江人形調査委員会の委員八木橋伸浩によると、人形を保管してい
た葛籠に傷があることから、箱廻しとよばれた門付けの可能性がある
という。
- (4) 鈴江家文書を整理した門屋はこの覚の表題を「操座元四郎兵衛之覚」
としている。
- (5) 同じく門屋はこの覚の表題を「盛岡藩御印判師二葉屋四郎兵衛之覚」
としている。
- (6) もりおか歴史文化館所蔵。現在翻刻が進められている。
- (7) 「寺社町奉行留」（岩手県立図書館所蔵、新渡戸文庫3210）。
- (8) 「御家被仰出」五二六、六七七（藩法研究会「藩法集 盛岡藩」、
一九七〇年）。
- (9) 「南部藩文化庁」項目一〇〇（岩手県立図書館所蔵、郷土資料528）。
- (10) 「日本常民生活資料叢書」第九卷（三二書房、一九七二年）。
- (11) 前掲注（8）。
- (12) 横川良助「内史略」（岩手史叢第三卷、岩手文化財愛護協会、
一九七四年）。
- (13) 門屋によると、御駒太夫とは盛岡藩お抱えの芸能集団で、芝居諸興行
の支配権を持ち、駒形祭神の札をはじめ藩内諸神の絵像の販売を独占

する七軒丁ともよばれた集団の頭取であるという。一方吉田隆一は、盛岡の七軒丁以外にも御駒太夫が存在していること、藩内の重要な拠点に配置されていたとしている。吉田隆一「盛岡藩土沢町御駒太夫と

藩政後期の芸能伝播」(『民俗芸能研究』二九一九九年一月)。

(14) 鈴江人形調査委員会の委員福原敏男から、所作事とは派手なくさやおどりだという指摘を受けた。

(15) No.23の嘉永四年七月二十五日出願の峯五郎の事例。

(16) No.24の嘉永四年七月二十八日出願の琴司の事例。

(17) 「御駒太夫京吉家之古文」所収。門屋前掲書。